

公害弁連ニュース

No.
175

全国公害弁護団連絡会議

東京都豊島区西池袋1-17-10
エキニア池袋6階

城北法律事務所

TEL: 03-3988-4866 FAX: 03-3986-9018

2013年9月1日

巻頭言

米軍基地に対する公害裁判の役割

代表委員 弁護士 関島 保雄



1 日米安保条約及び地位協定における対米従属と密約問題

日米安保条約と地位協定における不平等条約の実態については、2012年8月、元外交官の孫崎亨さんが「戦後史の正体」という書物（(株)創元社発行）で明らかにしている。また2012年4月にはアメリカ公文書館で開示された日米関係の密約文書から戦後の対米従属の実態を明らかにした末浪靖司さんの「対米従属の正体」という書物（(株)高文研発行）も刊行された。

秘密外交文書からは、砂川事件において当時の最高裁長官であった田中耕太郎がアメリカ大使と密談して安保条約と自衛隊を違憲とした1審伊達判決を覆すための謀議をしていることも明らかになった。まさに司法の独立を放棄してまでも米軍駐留を合憲にしようとする対米追随の実態が暴かれたのであった。

これら密約文書からは、アメリカの軍隊が安保

条約・地位協定で多くの特権が認められている外に、密約によって米軍の日本駐留が日本の防衛のためではなくアメリカの世界戦略のためであることが明らかになった。

沖縄ではアメリカ兵が犯罪行為をしても基地に逃げ込んで逮捕できないなど日本の捜査権や裁判権が蹂躪され国民の怒りをかっている。これも日米地位協定がアメリカ軍に治外法権を与え基地の自由使用を保障しているからである。

2 安倍政権の憲法改正主張の自己矛盾

安倍首相は、アメリカ占領軍に押しつけられた憲法を国民の手に取り戻すために憲法改正が必要だと声高に主張している。一方、日米安保条約を強化しアメリカとの連携協力関係が必要であるとも主張している。

日米安保条約は不平等条約で、戦後の日米同盟の正体は、日本のアメリカに対する追随路線であ

り、日本の自主独立が実現していないことが明らかになった。

安倍政権は、このような日米安保条約と地位協定の不平等な実態をそのままにして、憲法は押しつけられたものであるから改正しなければならないといくら主張しても国民は納得しない。安倍首相は、憲法改正の前に、アメリカに対し、日米安保条約の解消を含めた見直しや日米地位協定の改訂こそ求めるべきである。

3 全国の米軍基地の騒音を巡る裁判

アメリカ国内では米軍航空機は住民の苦情があればそれに対応する義務があり、軍事訓練ルートも演習地域も明確に設定され、住民の苦情を受けないルートに変更するなど被害軽減対応が義務づけられている。

ところが、日本では米軍に対しては国内法が適用されないとして米軍の低空飛行や夜間飛行が公然と正当化され周辺住民は深刻な騒音被害に悩まされてきた。このため、米軍基地周辺の住民は、騒音被害の救済を求めて、日本政府に対し、米軍機の飛行の差止と損害賠償を求めて、1975年に小松基地、1976年に横田基地、1976年厚木基地、1982年に嘉手納基地、2002年に普天間基地と次々と訴訟を提起した。しかし最高裁判所は違法な騒音に対する国の損害賠償責任は認めしたが、米軍に対する飛行差止請求に対しては米軍には日本国の規制権限が及ばないとして請求を棄却した。このため、横田基地周辺住民は米軍を被告にして飛行差止め訴訟を提起したが、これに対して最高裁判所は2002年4月米軍機の離発着は駐留米軍の主権的行為であるから国際慣習上日本の裁判権が及ばないとして請求を却下した。

こうして最高裁判所は日本国民の生活や権利を守ることもアメリカ軍の違法行為を「主権的

行為」として訴えを退ける道を選んだのであった。

その結果、米軍機の違法な飛行は止まらず、騒音被害はその後も続いている。

このため、米軍基地周辺住民は、原告を大量に集めて大型の訴訟を提起し国と米軍の違法行為を追及している。2007年12月に厚木基地で7054名が、2009年12月に小松基地で2121名が、2011年4月には嘉手納基地で2万2058名が、2009年3月には岩国基地で476名が、2012年3月普天間基地では3417名が訴訟を提訴した。そして今年3月と7月には横田基地周辺住民1078名が再び訴訟を提起した。現在全国で約3万7000人の米軍基地周辺住民が訴訟を続けている。

最高裁判所が違法であるという判決を何回出しても、米軍の違法行為が続き、住民は被害の救済を求めて何回も訴訟を提起する異常な状況が続いている。これに対し横田基地公害訴訟の控訴審東京高裁は平成17年11月30日「最高裁判決が下されて久しいにもかかわらず、救済の制度すら未だなく、裁判を繰り返す原告がいることは法治国家のあり様から言って異常の事態であり、立法府は、怠慢の誹りを免れない」とする厳しい見解を判決で示した。

被害住民がこのような異常な裁判を続けなければならない事態を無くすには、裁判所が米軍に対し国内法規を適用して違法行為を止めさせるべく差し止めを実現するしかない。

4 米軍基地の騒音訴訟とアメリカの地位協定無視の実態

過去の米軍基地の騒音訴訟で国が基地周辺原告に支払った賠償金は約140億円を超えている。日米地位協定18条では米軍の違法行為で日本政府が支払った賠償金の75パーセントを米国が分担することになっている。しかし、未だに米国は日

本政府に賠償金分担金を支払おうとしていない。日米地位協定にない米軍駐留経費を日本政府が負担している「思いやり予算」として日本政府がこれまでに3兆円を負担し、毎年約2000億円弱が払われている。アメリカは国家間で決めた日米地位協定さえ守ろうとしていないのである。

このようは不平等な日米安保条約と日米地位協定の実態を国民が知り、その矛盾を世間に明らかにし日本の真の自立独立こそが求められている。この点で米軍基地に対する騒音訴訟の果たす役割は大きい。

福島地裁いわき支部における2つの集団訴訟の進展

福島原発被害弁護団（通称「浜通り」弁護団）幹事長
弁護士 米倉 勉

2つの集団訴訟

当弁護団では、福島地裁いわき支部において、「福島原発避難者訴訟」と、「生活を返せ!いわき市民訴訟」という2件の訴訟を提起している。

原発事故による広範な「放射能公害」は、生命・身体に対する健康被害と、これを避けるための避難行動によってもたらされる社会生活への侵害という2つの被害を及ぼす。そこで、避難生活を強いられている被害者の生活再建（原状回復）のための完全賠償要求（避難者訴訟）と、避難区域に近接するいわき市に在住する原告らが「低線量」の放射線に長期的に被ばくさせられることによる「平穏生活権」侵害の回復を求める要求（いわき市民訴訟）が、必然的に求められる。その意味で、この2つの訴訟は、放射能公害がもたらす被害における「車の両輪」というべき裁判である。

避難者訴訟

避難者訴訟は、2012年12月3日に第1次提訴（40人）がなされた後、訴訟救助の決定を得るために

7か月の期間を要し（5名の原告に救助付与）、2013年7月17日によりやく進行協議期日が開催された。しかし、早期救済を求める原告弁護団に対して裁判所の対応は積極的とはいえず、やっと10月2日の弁論期日指定が実現した。なおこの日には必要な課題を検討し切れなかったため、再度の進行協議期日が8月下旬に予定されている。また、訴訟救助申立に対する裁判所の姿勢にも大きな問題がある。救助付与の基準として、年間の世帯収入額が1世帯（2人）で300万円（1人増える毎に100万円を加算）を超えないという線引きをし、しかも東電からの賠償金（1人月額10万円）をこの収入にカウントするというものである。本件事故による被害が、生活全般の破壊をもたらしていることを考慮しない、不当な対応というべきであろう。

7月17日には、進行協議に引き続いて、同訴訟の第2次提訴を行った。原告178名（64世帯）の追加提訴を行い、これで原告は合計218名にのぼる。第3次提訴に回さざるを得なかった被害者が後に続いており、事故発生後の避難生活が長期化したまま展望の見えない状況が続き、訴訟によ

る事態の打開を期待するしかない、膨大な被害者の層がますます広がっていることを意味している。

今後、農地や事業用資産の再取得価格の評価など、多くの検討課題が残されている。生活とコミュニティの全てが奪われるという未曾有の公害に対して、まさに「包括的な損害評価」が工夫され、実現されなければならない。一層の研究と立証に取り組みたい。

いわき市民訴訟

いわき市に在住する市民らの訴訟は、822名の原告により、2013年3月11日に提訴された。外から見れば、一見普通の生活が営まれているかの

ように見えるいわき市であるが、長期に及ぶ低線量被ばくという事実は、「見えないリスク」という不安とストレスを住民に与え、その身体的・心理的・社会的・経済的影響は、多面的で複合的な被害を地域全体に及ぼしている。この被害を適正に評価させなければならない。そして、この被害救済の実現とともに、その先には今後の政策的な権利救済と、廃炉・脱原発が展望されている。

7月25日には、いわき訴訟についても進行協議期日が実施される。避難者訴訟と同様に、裁判所の消極的な対応をいかに変えていくかが大きな課題である。法廷に被害の実相を余すところなく提出するという、公害裁判の原則を迫及することが、その突破口になるものと信じている。広く連帯と支援を求めたい。

原発事故による自死案件で初の和解

～集団訴訟での責任追及を

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団

弁護士 中瀬 奈都子 (川崎合同法律事務所)

「人が作ったものは、必ず壊れるときがくる。被爆国がなんでこんなに原発を作るんだ！馬鹿な国だ」

福島県須賀川市で30年以上にわたり農業を営んできた樽川久志さんは、福島第一原発事故の発生をニュースで知り、家族に語った。

そのわずか12日後、キャベツの出荷停止のFAXを受け取った翌日の早朝、久志さんは、自宅裏で自ら首を吊り、亡くなった。キャベツは、10年近く試行錯誤を重ね、須賀川では育てられなかった種類の生産を成功させるなど、久志さんが特に力を入れていた作物であった。

弁護団は、遺族から依頼を受け、東京電力に対

する損害賠償請求を行ってきた。原発事故と自死との因果関係が争点となり、遺族や友人の詳細な陳述書や精神科医2名による意見書を提出するなどの主張立証を行った。その結果、本年4月、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続において、因果関係が認められることを前提とした和解案が示され、和解に至った。今回の原発事故と自死との相当因果関係、つまり東京電力の法的責任が公的手続で認められた、初めてのケースとなった。

しかし、遺族と弁護団が東京電力に対し法的責任を認める以上、会社として自死についての認識を示し、自宅を訪問し焼香をあげるなど、何らか

の慰謝の措置をとるよう求めたところ、東京電力はこれを拒否し、6月6日の公害被害者総行動での対国・東京電力交渉においても、次男の樽川和也さんを目の前に「『本件事故により、大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心からお詫び申し上げます』との回答が最終的な見解である」と、頑なに謝罪拒否の態度を示した。「原賠法で無過失責任が定められているから金は払うが、それ以上は何もしない」という態度であり、これでは真摯に責任を自覚しているとは到底いえない。

和也さんと、久志さんの妻美津代さんは、東京電力と国に加害責任を認めさせたいという思いから、福島地裁に係属している集団訴訟（「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟）の原告に加わっている。和也さんは、7月16日に開かれた同訴訟の第1回口頭弁論期日において、800名の原告を代表して、次のように意見陳述を行った。

「今回の事故の後始末は、お金を払えば終わりという話ではありません。それまで代々育ててきた安全で豊かな土壌など失ったものははかり尽くせないほど大きく、私たちが受けている苦痛は、金銭で評価しつくせるものではないからです。何より、私の父は原発に殺されたと思っています。（中略）私たち百姓にとって、土や環境は、命の次に大事なものです。放射能で汚された環境を元に戻してほしい。そして、父が言っていたように、原発はなくさなければならぬ。それが私の願いです。」

和也さんの意見陳述には、「元に戻せ」、「原発をなくせ」という全被害者に共通する根源的な要求が込められていた。東京電力と国に加害責任を認めさせ、「元に戻せ」、「原発をなくせ」という要求を実現するまで、また、全被害者に対する心からの謝罪を勝ちとるまで、全力で取り組んでいきたい。

九州川内原発訴訟報告

弁護士 森 雅 美

1 現地にて

7月15日、16日、福島第一原発事故の被災地を訪れた。広大な土地が無人の地となり、人の住まない住宅がひっそりと取り残されていた。学校の近くの駐輪場には事故の日そのままに何百台という自転車が引き取り手のないまま放置されていた。夏の強い日射しの中で夏草は生い繁り、人がいないことを除けば3年前の夏と変わりがないかのようにであった。しかし、そこは放射能のため人

が立ち入ることができない広大な地域なのである。

いつ川内原発の周辺がこのような状況になってもおかしくないのだという思いが重く沸き上がってきた。

2 提訴の経緯

いうまでもないが、2011年3月11日、東北地方を襲った大地震により、福島第一原発において、

最悪の事故が発生した。被害は人体への健康被害に留まらず、経済を含めた社会全体に及んでおり従前への回復は不可能とさえいわれ、事故自体の終息さえ未だ目途がたたず、今なお、放射能は排出されている。

これまで原発は国策として推進され、行政、立法のみならず、司法も国策を追認し続けてきた。

この被害の現状を前にして川内原発の稼働を阻止し、原発を廃炉にしなければという思いを現実化するために「原発なくそう！九州川内訴訟」に取り組むことになった。

2012年5月30日、国と九州電力を相手として「原発なくそう！九州川内訴訟」の第1回提訴を行った。原告は鹿児島県、熊本県、宮崎県を中心に1114名であった。その後、同年10月3日に第2次提訴を566名、2013年3月28日に第3次提訴を278名の原告で行った。現在の原告数は1958名である。川内訴訟と兄弟訴訟の位置づけにある「玄海訴訟」の原告をあわせると8千人を越える原告が参加したことになる。現在、口頭弁論が3回実施された。口頭弁論のたびにパワーポイントを使用し、原告の主張をわかりやすく提示している。

3 訴訟における主張

この訴訟における主張の中心はその被害の甚大さである。

放射線による健康被害の深刻さは言うまでもないことであるが、経済を含めた社会全体への広範な被害が存在する。

しかも、人間は未だ放射能を無害にする技術を持たない。放射線の影響を除去することは困難で、反永久的に放射線の影響が継続することが被害の回復をいっそう困難にしているという現状がある。

また、これまで多くの裁判所は、原発の設置が国の基準を満たしている以上、事故は起こらないという安全神話に寄りかかっていた。しかし、基準を一応満たしていたとしても事故は発生した。したがって、そもそも、これまでの基準は全く基準として妥当性を欠くことは当然であるが、事故を起こさない、いわゆる絶対的安全性を担保できる基準がありえるのかという問題を真剣に問わなければならない。

地震の巣の上にある日本に原発を設置することの危険性をはじめとして、テロ、ミサイル攻撃による危険性、機械の故障、人為的ミスによる危険性等、を考えれば、そもそも爆発事故の危険性をなくする基準などあり得ないというのが原告の立場である。

4 再稼働について

ドイツは、福島第一原発事故を受けて、原発廃止に踏み切った。その判断に踏み切らせる契機になったのは「安定したエネルギー供給のための倫理委員会」の意見書の「短期的な利益を優先した決定をすると、その負担に向き合うのは未来の多くの世代である。そうした決定をしていいのかという責任に、社会は向き合って、なにが受け入れられることで、なにが受け入れられないことと判断すべきなのか決定しなければならない。」という意見である。

ところが、現在の自民党政権は今年7月に新たに策定された安全基準をもとに、その基準に合致する原発につき順次再稼働を許容する方針である。未来をみつめての熟慮ではなく、目先のことにとらわれた短慮でしかない。

先にふれたドイツの倫理委員会の意見にもあるように「原子力をよりリスクの少ないテクノロジーに、環境や経済や社会と適合する形で置き換

える可能性」がすでに日本には存在しているの
あるから、進む道は「原発をなくす」という他な
いはずである。

5 今後の展開について

事故後、多くの原発事故調査報告がなされてい
るが、未だ十分な原因究明がなされたとは言えな
い。にもかかわらず、国も電力会社も再稼働に向
けてしゃにむに動いている。今後は、再稼働阻止、
廃炉に向けて、脱原発の集会、デモ、国政選挙を
含めたいろいろな選挙等、これらを重層的に絡み
合わせて脱原発に向けて世論を動かしていかなけ

ればならない。

原告団、弁護団では9月11日に4次提訴を予
定している。もっともっと多くの市民を原発反対
に結集していく必要があるからである。7月28
日には川内原発の近くから風船を飛ばし、もし事
故があった場合、放射性物質がどの方向に、どの
ような速さで飛散するかという実験を試みた。こ
れは今後も継続していく予定である。

原発という害悪を未来の子供たちに残さないよ
うにするために、このような訴訟が全国各地で提
起され、反原発の世論を拡大していくことが大切
だと考えている。声をあげなければ既成事実は積
み上げられていくのである。

よみがえれ！有明訴訟報告

よみがえれ！有明訴訟弁護団

弁護士 國 嶋 洋 伸 (福岡南法律事務所)

1 「あと何人死ねば開門されるのか！」

衝撃的な映像で報道された諫早湾干拓潮受堤防
の締切工事（通称「ギロチン」）から15年。今な
お、有明海では漁種・区域を問わず深刻な漁業被
害が続き、漁業者らは収入激減で苦境に追い込ま
れています。今年5月末には、熊本のノリ養殖
業者が、不漁による収入減少によって借金を返済
する目処が立たなくなったことを苦に自殺する
という大変痛ましい事件が起きました。

沿岸のいずれの漁協も脱退する組合員が後を絶
たず、漁業者らの間では「(漁業を) やめること
が出来た人はまだいい方だ。(借金が膨らみ過ぎ
て) やめるにやめられず死ぬ他ない。」などとい
う会話が当たり前のようになっています。

かつて佐賀地裁の意見陳述で漁業者が叫んだ
「あと何人死ねば開門されるのか！」という言葉が、
残念ながら今も生き続けています。

2 開門判決確定以降も続いた闘い

2010年12月20日、福岡高裁は諫早湾干拓事
業と有明海の漁業被害との因果関係を認めて、国
に対し「3年以内に、以後5年間継続して排水門
を開放せよ」と命じ、国もこの判決を受け入れて
同判決は確定しました。この判決により、積年の
漁業被害に苦しみ続けてきた漁業者らに一筋の希
望の光が灯りました。

弁護団や漁業者らは、判決確定以降も毎月のよ
うに上京し、農水省交渉や議員要請行動を続けて

きました。勝訴判決を取った被害者が、敗訴した加害者を訪ねて（遠路はるばる手弁当で）、判決履行のための具体策を提案し、履行を促さなければならない理不尽さを感じながらも、1日も早い開門実現を求めて交渉を重ねてきました。

しかし、判決から2年半が経ち、履行期限まで残すところ半年を切った今でも、国は「長崎県の理解が得られなければ進められない。」などとして、明確な工程表すら示さないという異常な事態となっています。

開門阻止派は「開門すると新たな被害が出る」などとして、農業・漁業・防災上の被害を主張しますが、農業の代替水源の問題を除き、すべてこれまでの裁判において、明確に「根拠がない」と退けられたデマばかりです。

「新たな漁業被害」に至っては、現在も大量に調整池内の汚水が排水されていること（「現在の漁業被害」の大きな要因と考えられています）には触れず、確定判決に基づく開門後の排水（海水交換）からだけは被害が生じるという、どうにも理解不能なデマまで流されています。

もともと開門とは関係なく必要であった堤防補修や排水機場の整備を行い、国がきちんと代替水源を確保しさえすれば、新たな被害など出るはずがありません。

弁護団は、今なお被害に苦しむ漁業者らと一致団結して、このような国・長崎県のデマ宣伝と闘いながら、前倒し開門を求めて闘い続けてきました。

3 現在の闘い

現在の闘いの課題は、「vs 国」と「vs 長崎（開門阻止派）」（両者が背後で繋がっているかどうかはさておき）の2局面あります。

まず対長崎県の局面は、すでに述べたように県

知事を先頭に「開門したら農業にも、漁業にも、防災上も甚大な被害がでる」というデマ宣伝を打ち破る闘いです。

しかし、そもそも憲法尊重擁護義務を負う長崎県知事が、「自分は判決の名宛人ではない」などという稚拙な抗弁で三権分立を無視して確定判決に従わないことや、「全体の奉仕者」であることを放棄し、漁業者県民の被害の訴えには耳を貸さない一方、開門阻止派の集会に自ら参加し「開門断固阻止」を叫んでいることなどは明白な憲法違反です（この点に関して、知事に公開質問状を送るなどしていますが、まともな回答はなされない状況です）。

また対国については、現在、1週間おきに行っている農水省との交渉で、弁護団は主に3つの要求を行っています。

①現在福岡高裁に係属している2陣の開門訴訟において、被告国と、補助参加している長崎県と、3者の開門協議に応じよ、②万が一、期限までに確定判決の履行ができないという前代未聞の事態になれば、農水省だけの問題ではなく、国すなわち首相自身の責任問題であるが、現状を総理官邸が認識しているのか、首相を含めた官邸サイドと懇談させよ、③開門阻止派が流すデマ宣伝に対して「開門しても大丈夫」という記者レクを行うなど適切に対応せよ、という3点です。

国も長崎県もなかなか真面目に向き合おうとしませんが、有明海の被害を認め、諫早湾干拓工事



の罪を断罪した福岡高裁判決を、国と長崎県にきっちりと守らせるために粘り強く闘っています。

4 最後に

現在、長崎地裁に国を相手方とする開門差止の仮処分が申し立ており、11月12日に決定が出る予定になっています。当初は「確定判決の履行を差し止めるなんてバカげた話がある!？」と考えていましたが、国が開門準備の為の対策工事をサボり続けている限り、「対策工事をしない限り開門はダメ」という仮処分が出ることもありうる状況になっています。我々弁護団も補助参加をして、国が馴れ合わないよう監視しています。



法治国家である我が国において、国や県知事が判決を守らないなどということが許されるはずがありません。

必ず判決を履行させるとともに、有明海の再生に向けて、5年後に形式的に門を閉じられることのないように、まだまだ闘いは続きます。

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟

～ 8月23日に2陣高裁結審！ 年内判決、早期全面解決へ

弁護士 伊藤 明子

悪魔の判決から丸2年

2006年5月に提訴した泉南アスベスト国賠訴訟は、いよいよ本年8月23日に2陣高裁（大阪高裁第13民事部・山下郁夫裁判長）が結審し、年内に2度目の高裁判決を迎える予定です。

命や健康より産業発展を優先した2011年8月の1陣高裁・不当判決（三浦潤裁判長）から丸2年。泉南アスベスト被害の救済のためにはもちろん、わが国最大の職業病であり公害でもあるアスベスト被害の根絶のため、そして命や健康を大切にす全ての闘いの最前線として、絶対に負けられません。

2陣高裁の審理経過

1陣高裁・不当判決からわずか7カ月後の2012年3月、2陣地裁判決（小野憲一裁判長）は、昭和46年以降の国の責任を認めないなど不十分性はあるものの、「経済的発展を理由に労働者の健康を蔑ろにすることは許されない」と明言し、再び国の責任を明確に認めました。

2012年9月から審理を開始した2陣高裁において、国は、原告側書面への反論を6カ月も先に行う、証人尋問期日を大幅に先延ばそうとするなど訴訟遅延と言わざるを得ない対応を行ってきました。しかし、裁判所はこれを許さず、4名の原

告本人尋問（うち1名は所外尋問）と工学的知見に関する証人尋問を経て、第7回期日となる8月23日の結審が決まりました。なお、2013年4月に紙浦健二裁判長から山下裁判長に交代しました。

証人尋問で国の違法が一層明確に

2013年5月15日、原告側田口直樹証人（大阪市大教授）、国側沼野雄志証人（労働安全衛生コンサルタント）の証人尋問が実施されました。

田口証人は、技術史という視点から、局所排気装置が早くから義務づけが可能なほど技術的基盤が確立していたこと、実際に現場でも早くから設置され普及していたこと等を、豊富な資料、文献、局所排気装置を作成していた技術者へのヒヤリングに基づいて丁寧に証言しました。一方、沼野証人は、反対尋問において、自らに都合の悪い自身の従来の発言、論文、歴史的事実を突きつけられると、「若気の至り」「ミスプリだ」などと言い逃れ、行政の正式な総括文書についても「監督署にも、こういうあほなことを言う人がいる」と言い出すなど、不誠実かつ矛盾に満ちた証言に終始しました。同時に、沼野証人も、昭和30年代前半に局所排気装置の設置義務付けが可能だったことを事実上認めました。

証人尋問を通じて、国（行政）主張の不当性が一層明確になりました。

2陣高裁の争点と裁判所の関心

2陣高裁では、原判決が認めた昭和35年から昭和46年までの国の責任は当然として、昭和46年以降の国の責任が認められるか否かが最大の争点です。裁判所からは、①原判決が昭和46年以降の国の責任を認めなかったこと、②わが国のア

スベスト規制が欧米諸国と比較して遅すぎたのではないか、③そもそも慰謝料額が低くすぎないか等に関心を持っていると注目すべき発言があり、控訴審ではこれらの点を中心に主張立証を補充してきました。決して慢心するわけではありませんが、2陣高裁は勝訴に向けて大いに展望が開けていると確信しています。

2陣高裁勝利の意義と早期全面解決へ

2陣高裁で国の不作為責任が認められれば、国は、泉南で3回、建設アスベストも含めれば4回に亘ってその責任が認められることになり、その意味は極めて重大です。

泉南アスベスト国賠訴訟は提訴後8年目に入り、すでに11名の原告が解決を見ることなく亡くなりました。これ以上の解決引き延ばしは、人道的にも、政治的にも許されません。私たちは、何としても2陣高裁の勝利を獲得するとともに、全力で勝訴判決を契機とした「命あるうちの解決」を追求します。

8月からは東京に常駐者を置き、首都圏での運動も拡大します（8月28日（水）17時半より四谷・主婦会館プラザエフにて『勝利と早期解決をめざす東京スタート集会』を開催）。更なるご支援をお願いします。

***** 上映会開催のお願い *****

原一男監督・ドキュメンタリー映画『命てなんぼなん？ 泉南アスベスト禍を闘う』（67分版）の上映会を各地で開催して下さい（DVD貸出）。詳しくは、「泉南 勝たせる会」HPをご覧ください。

ノーモア・ミナマタ 第2次国賠訴訟はじまる

弁護士 板井 俊介

1 すべての水俣病被害者への 賠償実現のため

2013年6月20日、水俣病不知火患者会の会員48名は、チッソ株式会社、国及び熊本県を被告として、総額2億1600万円（原告1名につき450万円・慰謝料400万円と弁護士費用50万円）の賠償を求めて、熊本地方裁判所に提訴した。

国及び熊本県に対して、水俣病の拡大責任を認めた平成16年10月15日の水俣病関西訴訟最高裁判決の後、「すべての水俣病被害者救済」を求めたノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟は、平成23年3月、約3000名の原告が勝利和解を勝ち取り終結した。

しかし、その訴訟の最中に成立した、いわゆる水俣病特措法の審査では、到底取得できないような過去の書類の提出がなければ、「曝露要件充たさず」として検診もせずに非該当とされるなど、特措法の非該当処分にはおよそ正当性は認められない状況がある。にもかかわらず、熊本県・鹿児島県は環境省の意向に従い特措法の非該当処分に関する不服申立手続（異議申立）さえ認めないという暴挙に出た（ただし、新潟県の泉田裕彦知事は、異議申立てを受理し審理を開始しており、その結果は注目に値する）。

また、国が、平成24年7月、患者団体の強い反対を押し切り特措法の申請期限を締め切ったことにより、未だ申請に踏み切れなかった潜在被害者が多数残されている。

さらに、平成25年4月16日、最高裁は、2名の水俣病患者を認定すべきとして、国の認定制度の運用を断罪したが、その後も認定制度の改善が見込める状況ではなく、認定制度において被害者が救済されることも困難である。

チッソは分社化の手續途上にあるが、被害者を放置して加害責任を免れさせるわけにはいかない。

このような状況を踏まえ、司法の場において、地域や年代での不合理な線引きを突破し、「すべての被害者救済」を実現すべく本訴訟に提起に至ったものである。

2 本訴訟が目指すもの ～司法救済制度～

本訴訟は、チッソ、国、及び、熊本県を被告として慰謝料等450万円を請求するものであるが、訴訟を通じて目指すのは、「司法救済制度」の確立により、一時金のほか、月々の療養手当、医療



「平成25年6月20日の提訴行動」（撮影：大畑靖夫）

費の支給を含む3点セットによる賠償を勝ち取ろうとするものである。

すなわち、「司法救済制度」とは、①診断項目が定式化された診断書を証拠とし、②中立公正な裁判所の証拠判断を原被告双方が尊重して、早期に被害者救済を図る、③将来、新たに手を挙げるであろう潜在被害者救済の道を開いておくこと、④不知火海沿岸住民の健康調査を実施した上で、その結果を踏まえ、救済枠組みを見直すこと、をその内容とする。

②裁判所を判断権者とするのは、これまで公害健康被害補償法による行政認定にせよ、水俣病特措法にせよ、その対象者の判定を行うのは行政であったが、その認定の在り方が「実際の被害を矮小化する」ものであったため、今日まで最終的解決が図られていないためである。すなわち、行政は被害の実態から救済制度を構築するのではなく、予算の枠組内で被害を押さえ込もうとするため、被害実態からかけ離れた運用となってきた。しかも、平成25年4月16日の最高裁判決は、行政認定基準の運用を事実上否定したが、その後においても、環境省は「認定基準にも運用にも問題がない」と居座っているのである（小林秀幸特殊疾病対策室長の同年6月6日、公害総行動における環境省交渉での発言）。そこで、行政の恣意ではなく、裁判所の証拠判断に基づき被害者救済を行うべきとするのが最大のポイントである。

また、③将来、手を挙げるであろう水俣病被害者のために救済制度の門戸を開いておくことは極めて重要である。水俣病問題の加害者である国が水俣病像をねじ曲げ、未だに行政認定基準を見直さず、また、仮に水俣病であるとの診断を受けても、親族の結婚・就職に支障が出るとして名乗り出るのをためらうケースも少なくないからである。水俣病特措法が締め切られた今、恒久的な救済制度の確立の必要性はより一層高まっていると

いえる。

さらに、④水俣病の公式確認から57年を経た今なお、水俣病被害の全貌は明らかにされず、多くの未救済患者が放置されているのは、不知火海沿岸地域住民の健康調査が実施されていないからである。水俣病特措法は、「政府は、指定地域及びその周辺に居住していた者の健康に係る調査研究（中略）を積極的かつ速やかに行い、その結果を公表する」と定めるが（同法第37条1項）、未だに調査を実施するどころか、水俣病特措法の門自体を閉じてしまったのである。

司法救済制度構築という大きな目的のために、この訴訟は闘われるのである。

3 全国的な支援を

熊本現地では現時点において、園田昭人弁護士を団長として34名、福岡から3名、大阪から10名、東京から11名が弁護団に参加している。また、新潟においても訴訟を目指す動きがある。しかし、これらの地域に止まらず、昭和30年代以降、水俣周辺地域から全国に転出した水俣病被害者は多数存在していることは明らかであり、本訴訟においては、これらの未救済患者を発掘し、被害実態を訴えることが重要である。

水俣病の最終解決のために公害団体各位のご理解とご支援を頂ければ幸いである。

薬害イレッサ訴訟 2004年からの訴訟を終えて

弁護士 阿部 哲二

2004年から始った薬害イレッサ訴訟について、最高裁判所は本年4月2日に国に対する上告を不受理とする決定を下し、4月12日にはアストラゼネカ社に対する上告を棄却、国と企業の法的責任を否定しました。

2011年の大阪地裁、東京地裁の判決は、間質性肺炎という副作用について警告欄での警告を欠いた添付文書は、製造物責任法上の指示警告の欠陥にあたるとして会社の責任を認めました。

今回の最高裁の判断は、東京高裁の事実認定をもとに、2002年7月のイレッサ承認時、イレッサには他の抗がん剤と同程度の間質性肺炎という副作用があることを予見できたにすぎず、この予見のもとで「重大な副作用」として下痢、肝障害等に並べて4番目に添付文書で注意したことは欠陥にあたらぬというものです。

しかし、イレッサ承認時20例以上の間質性肺炎の副作用症例があり、10例以上が死亡例という事実があったにもかかわらず、国は10例以上見過ごして重大な副作用で良しとし、その結果半年で180名もの死者をだしたのですから、指示警告がこれで足りているということはありません。

警告をしなかった状態では、分子標的薬として登場したイレッサの具体的現実的な危険性は医療現場に伝わらなかったのです。

最高裁が誤った事実評価をそのままとし、患者・消費者保護のためにある製造物責任法に具体的な予見可能性を求めて欠陥の有無を判断するという

誤りをおかしたということになります。

抗がん剤の副作用についての世界で最初の薬害訴訟がこのような結果で終わるのは残念ですが、8年前にこの裁判を進めたからこそ、がん患者の生命の重さを問い、承認制度のあり方、市販後の安全対策のあり方等で前進を勝ちとることができたともいえます。一方、抗がん剤副作用救済制度については、検討会の設置まではさせたものの先送りとなっています。

最高裁判決では、

「副作用が重篤であり、本件のように承認・輸入販売開始時に潜在的に存在していた危険がその直後に顕在化した場合について、使用した患者にのみ受忍を求めることが相当であるか疑問が残るところである。法の目的が、製造者の責任を規定し、被害者の保護を図り、もって国民生活の向上と国民経済の健全な発展に寄与することにあるならば、有用性がある新規開発の医薬品に伴う副作用のリスクを、製薬業界、医療界、ないし社会的により広く分担し、その中で被害者保護、被害者救済を図ることも考えられてよいと思われる。」

などと5人のうち3人の裁判官が救済制度に言及しています。残された課題です。

薬害イレッサの「裁判」としては区切りとなりますが、これからも薬害根絶、人権を守る闘いに一人一人が取り組んでいきます。

薬害イレッサの闘いに対する長い間のご支援、本当に有難うございました。

心より、御礼申し上げます。

【若手弁護士奮戦記】

第2次新横田基地騒音公害訴訟弁護団に参加して

新横田基地公害訴訟弁護団

弁護士 東 圭 介

1 提訴の経緯と内容

平成25年3月26日、横田基地の騒音被害を受ける905名の原告が、国に対して、飛行差し止めと損害賠償を求めて、東京地裁立川支部に提訴しました。その後の追加提訴により原告数は1000名を超え、当初の目標を達成しました。

横田基地をめぐるっては、1976年から訴訟が繰り返され、その度に、受忍限度を超えた違法な状態にある旨、判示されてきました。特に、平成17年の東京高裁判決では、「法治国家のありようから見て、異常の事態」、「立法府は、…怠慢の誹りを免れない。」とまで指摘されました。

それにもかかわらず、司法判断は無視され続けました。騒音被害の抜本的な対策がなされないのみならず、自衛隊航空総隊司令部まで移転してきました。

依然として騒音被害が改善されない状況の中、この度、再度の提訴を余儀なくされました。今回の訴訟では、①家族団らんの時間を守るべく、飛行差し止めを求める時間帯を拡大して、夜7時～



翌朝7時までとするとともに、②救済対象を広げるべく、これまでの騒音訴訟では損害賠償が認められてこなかった、W値（うるささ指数）75未満の地域の住民に対する損害賠償も求めています。

2 弁護団に加入して

私は、従前、航空機騒音とは無縁の生活をしてきました。しかし、事務所所在地が厚木基地の騒音被害を受ける地域（75W）にありました。都内であるにもかかわらず、厚木基地の騒音が聞こえるとは思っていませんでした。航空機騒音の広がりや驚くと共に、騒音によって業務が妨害されることが日常になりました。そのため、同種の被害を受けている横田基地周辺の住民には共感することも多く、当弁護団に参加いたしました。

弁護団に加入して、まず情報格差に戸惑いを感じました。弁護団会議では、毎回、初めて聞く言葉に出くわします。音に関する専門用語や研究者の名前、地域名など、以前から訴訟に関わっている先輩弁護士が当然の前提として発する言葉についていけませんでした。

また、原告の方や先輩弁護士は、航空機の音を聞くだけでC-130ハーキュリーズであるとか、C-5ギャラクシーであるなどと、航空機の機種を言い当てていらっやいました。傍から見れば、ただの軍事マニアです。航空機の見分け方を説明していただくのですが、一般人である私にとって

は、どれも同じような飛行機にしか見えませんでした。

弁護団に加入して印象深い出来事としては、全国各地の公害被害者・支援者の方々と交流を持ったことです。公害総行動の合宿や新年会等に参加して、全国の公害被害者・支援者の方々から、被害の実情を聞くことができました。合宿でお風呂をご一緒した水俣病不知火患者会の方は、かなり熱くしたシャワーを自らの体にあてて、身をもって感覚障害(水俣病の影響で熱さを感じないこと)を教えてくださいました(体に悪いと思うのであまりやらない方がいいと思います)。公害被害者救済と公害根絶のために最前線で活動される方々から、熱心に公害被害をご教示いただき、とても感

謝しております。

3 抱負

弁護団に加入してまだ約1年半しか経っていませんが、弁護団活動を通じて、通常事件ではない経験をすることができました。原告募集のために戸別訪問をしたり、住民向け説明会を開催したり、省庁交渉をしたり、どれも貴重な経験です。

今後も、騒音被害を軽減し、静穏な生活環境を実現するために、被害実態と被害者の想いを訴えていきたいと思っています。そして、より多く現地に通い、いち早く航空機の機種を見分けられるようになりたいです。

近藤忠孝先生を悼む

6月5日、初代公害弁連幹事長、そして代表委員をつとめられた近藤忠孝先生が亡くなりました。享年81歳。イタイイタイ病弁護団などでともに活動された先生方の弔辞を掲載し、先生のご冥福をお祈り申し上げます。

近藤忠孝団員を悼む

元イタイイタイ病弁護団員
 弁護士 豊田 誠

弔 辞

忠孝さん、中島晃弁護士から、あなたの突然の訃報を知らされたとき、私は、公害環境の分野での巨星が流れ落ちていく思いをしました。驚きと悲しみは、到底言葉では言い尽くせません。これは私ばかりではないでしょう。

一昨日は、東京の日比谷公会堂で、第38回全国公害被害者総行動の公害被害者総決起集会が開

かれていました。あなたのこの訃報は、この集會に参加していた1200名の被害者、弁護団、支援の人々に、衝撃的に伝わりました。被害者たちは、深い悲しみのなかで厳粛に黙祷を捧げさせていただきました。あなたが、その人権を守り、共に闘ってこられた全国各地の幾万もの被害者たちの誰もが、いま深い悲しみに包まれているのです。

忠孝さん、あなたと私の最初の出会いは、1968

年1月の雪の降る富山のイタイイタイ病の現地、婦中町でした。弁護団を結成し、訴訟提起してまもなくの頃、あなたは、東京から、家族ぐるみで富山に移住されました。あなたや、あなたの御家族のご苦労は、いかばかりだったでしょうか。

被害の現実の中に身を置き、被害者たちとその苦悩を共有し、これをもたらししている、その加害の構造に怒りを燃やし続けてきたその姿勢——これは、人間の魂の崇高なあらわれでなくて何でありましょう。こうしたあなたの姿勢は、公害に取り組む弁護士集団はもとより、全国各地の患者、被害者たちを、どれだけ励まし続けてきたことでしょうか。

あなたは、弁護団の訴訟と運動のあり方を主導し、ついには、イタイイタイ病裁判を四大公害訴訟の勝利の第一歩に道を開く、画期的な役割を果たされました。現代の大型公害裁判の勝利の鐘を鳴らす、歴史的な快挙となったのです。

忠孝さん、

あなたは、足尾鉍毒事件以降の「被害者敗北の歴史を勝利への歴史に書きかえさせた」という、名キャッチフレーズを口にして、被害者を鼓舞し続けてこられました。あなたはまた、「都へ攻めのぼる闘い」という表現で、運動の焦点を明確にしてきました。

あなたは、実に多くの業績を残し、課題も提起してこられました。

あなたが取り組んだ「東京北区ゴミ焼却場闘争」は、いわば、公害反対の裁判闘争での先駆的役割を果たしたものでした。

そして、69年7月の富山での青年法律家協会主催の第一回全国公害研究集会は、四大公害訴訟をはじめ、その後の大型公害・薬害裁判の勝利の原型を形成する社会的意義をもつものとなったのです。この研究集会で、忠孝さん、あなたは、「討

論の柱」を問題提起されました。そして重要なことは、法理論、裁判理論に限ることなく、法律家の役割論、運動論、立法行政論にまで及んで、問題を提起されたということなのです。いま、当時の資料を読みなおしてみても、あなたの先進性、先駆性には、眼を見張るものがあったと言ってよいのです。

72年1月に結成された全国公害弁連は、こうした討論のすえに生まれた当然の実践上の帰結だったのです。

政府、財界からの厳しい巻き返しに抗しながら、一つひとつ、闘いを勝利に導いてきた全国公害弁連は、今後も、患者、被害者が闘い続けるかぎり、あなたの精神を承継して闘い続けていくことになるでしょう。

忠孝さん、

あなたと最後にお会いしたのは、福島原発被害弁護団の弁護団会議ででしたね。その時、あなたは、こう言いました。

「京都の事務所を閉めて、福島（いわき）に通い続ける」と。私は、本当に驚きました。忠孝さんの心は、公害被害者の現実にとっかかりと根を下ろしているのだと。

あなたはいま、その「初志」を貫けなくなってしまいましたが、あなたの魂は、限りなく、とくに若手弁護士たちにしっかりと引き継がれていくであろうと確信しています。公害、環境をめぐる人権課題は、私たちがしっかりと受け止めて、あなたの遺志を引き継いでいくことをお誓いいたします。

最後に、あなたは参議院議員として、消費税反対などの論陣をはり、大変なご活躍もされてこられました。多年にわたり本当にご苦労さまでした。

心安らかにお休み下さい。

合掌（2013.6.7 葬儀での弔辞）

弔 辞

元イタイイタイ病弁護団員
 弁護士 松 波 淳 一

突然の訃報を受け愕然としました。

近藤忠孝先生に初めてお目にかかったのは、昭和43年1月6日熊野公民館でした。

同日、長老の正力喜之助と梨木作次郎先生、若手の豊田誠・鳥生忠祐・坂東克彦・島林樹・朝倉正幸・水沢進・山下潔・榊原匠司などの弁護士約20名が集まりましたが、やはり青年法律家協会の前議長であった近藤先生と坂東・豊田の3方がひかりました。

翌日にイタイイタイ病訴訟弁護団が結成され、先生が事務局長に就任されました。 当時は富山市内にこの弁護団に参加した方の事務所がなく、反対派からは「よそから来た連中だ。勝っても負けても引き上げてゆく連中だ。負けたときお前等はどうするんだ。お前等も逃げてゆくのか」と攻撃されていました。

それに対して、決然と近藤先生は事務局の江川さんとともに、東京の自宅を処分してご家族を連れて富山へ移住され、駅前に弁護士事務所を開かれ、そこに被害者の机も設置されたので、小松さん・高木さん・江添さんらが常駐されました。これには被害者・弁護団・支援団体は勿論、県民も感動し、反対派も攻撃を取り止めた程の壮挙でした。

昭和43年5月からの裁判では、いわば裁判と運動の二輪の中心軸として活躍され、被害者と若手弁護士を指導し纏められた事は、私も指導を受けた一人として心に刻まれており、先生が支えられた正力弁護団長と梨木副団長と共に、一審・二

審とも完全勝訴判決に導かれた功績は極めて大なるものがあります。

しかも、控訴審判決の翌日三井金属鉱業本社での直接交渉では、陰の舞台廻しの江川氏と共に第三者の介入を許さずに完全に仕切って『三通の合意書』を勝ち取るという快挙は、公害裁判では例を見ない素晴らしい成果でした。

その後、先生は木沢先生や参加された公人先生と共に、被害者団体・科学者グループ・イタイイタイ病弁護団を纏めて汚染源阻止・清流回復の長い活動を続けられ、平成18年迄に、自然の河川と等しいレベル迄に復元出来たのは、被害者団体・科学者グループ・弁護団の努力と、これに協力した神岡鉱業所との共同作業の成果であるとはいえ、世界に例を見ない前代未聞の出来事でした。陰で支えたご家族の苦勞が偲ばれます。

先生は、この間に参議院議員として公害防止や税法の問題に献身された後、コンビニなどの問題を取り上げられ、最近では原発廃止訴訟に加わり、これまでのご経験を生かそうとされたと伺っていましたが、思いがけず、本日訃報を受けました。

振り返ってみれば、近藤先生は弁護士として追従を許さない御一生だったと思います。

先生の御尊顔を思い浮かべながら、ここに謹んでお悔やみ申し上げます。

平成25年6月6日

(松波弁護士の著作に「反対尋問」などがある)

「近藤さん」の思い出

代表委員
弁護士 篠原 義仁

6月6日、第38回全国公害被害者総行動の霞ヶ関昼デモに参加する前に、事務所に顔を出したところ、根本孔衛さん（奥さんが近藤忠孝さんの妹さん）から近藤さんの死去を知らされました。

2月26日の大気全国連と環境省との間の、新しい被害者救済制度作りのための「勉強会」の際にお会いしたのが最後になってしまいました。

近藤さんに後年、お話ししたところ、記憶がないと言われましたが、私は、大学3年の冬（67年2月）に同僚と氷川下セツルの法律相談に関連して、先輩セツラー宮里邦雄さんに教えを乞うため黒田法律事務所（現東京法律事務所）を訪ねました。

ところが、宮里さんは急用ができ不在で困っていると、事務局から聞いたということで近藤さんが応待をしてくれました。

近藤さんは、私たちが話を始めると、「何だ、法律相談の下請か」とざっくばらんな言い方で、そして、「刺激的」に応答してくれました。相談自体は、人柄がにじみ出た真面目で率直な対応をして頂いたのですが、帰り際、私たち二人は、あの切り出しの言葉にかなりショックを受け、もう、解決能力のない下請稼業はやめて本職をめざそうと、真剣に司法試験を受けることを決意しました。

ほどほどに（つまり、手を抜いて）勉強して、ほどほどのところに就職する、それが一番楽な暮しと安直に思っていた私の眼をさまさせてくれた

のは、斉藤ウラさん（その時の相談者）の存在と近藤さんのひと言でした。

次に近藤さんに会ったのは、司法修習生のときで、イタイタイ病弁護団と安中公害弁護団（当時は調査団。私も参加）のたび重なる交流と69年7月の富山開催の青法協第1回公害研究集会でした。新潟の坂東克彦さんと近藤さんという個性の全く異なる、それでいて修習生に強烈な印象を与える存在は、感動的でした。

その交流、討議で現地主義・現場主義の追及を徹底的に教え込まれた安中公害弁護団は、被害者全戸の個別訪問、被害実態のアンケート調査とそれを地域に返す作業、被害者宅への泊まり込み活動をつみ重ね、支援団体の人と一緒に被害者組織を立ち上げ、被害者の要求をまとめあげてゆきました。

この現地主義、現場主義は、東京の北区生まれの近藤さんが被害地から請われて、家族ぐるみで富山に移住した経験に裏打ちされていて、聞く者にとって圧倒的重さでした。

近藤さんとの関係で忘れられないのは、安中公害裁判の判決日行動のことです。私たちは、判決日当日、被告東邦亜鉛のある東京に上京し、謝罪要求、被害の全面解決要求、抜本的公害対策の要求、土壌復元を基本とする原状回復要求を掲げて社長との間の直接交渉を展開しました。

裁判提訴前に東邦亜鉛の工場の大拡張を通産省

への審査請求と会社への粘り強い大衆的な直接交渉で阻止した経験をもつ、私たちは、故意責任は認められたものの、賠償額は低水準の勝訴判決だったのですが、判決をテコに早期全面解決交渉を行い、交渉開始後、休憩をはさみ数時間のなかで謝罪要求、公害対策の面で一定程度の成果をかちとりました。しかし、そののち全面賠償要求の交渉は膠着状態に陥りました。それでも、私たちは、休憩もおかず、会社交渉を継続していたところ、会社はかねてから中央警察署と連絡をとっていたようで、交渉の長時間化のなかで、社長の退席、突然の警察官の導入で大混乱となってしまいました。

この交渉と警察介入の顛末はさておくとして、私は2日後、近藤さん（当時参議院議員）から、混乱の責任は交渉の責任者として司会席に座り、仕切っていたものにある、として厳しい批判と指導をうけるところとなりました。

言葉自体はやさしいのですが、内容的には、押ししたり引いたりできない交渉能力のなさは、いかなものか、という叱責と、イ病弁護団と比較して、弁護団全員の任務分担ができていない、弁護団全体の力を引き出していない、それは弁護団の中心にいる者、司会の責任だ、と指摘され、当時、私としてはひどく落ち込んだ記憶を持っています。

そののち労働事件、川崎公害、環境省等の省庁交渉でも、私の頭のなかには、絶えず近藤さんのこの「批判」が「原点」としてあり、多少なりとも「交渉能力」の向上をめざして取り組んできました。

温かい言葉のなかの鋭い責任追及の言葉は、私にとっての貴重な「助言」となっています。

近藤さんの言葉に「みやこに攻めのぼるたたかい」という表現があります。私は、この言葉を、まず、足元（地域）をしっかりと固めてから、さあ、

みやこへと理解しました。

川崎公害の闘いでは、患者会組織の結成、支援組織の確立を基礎に川崎市長を現地の小学校の体育館に引っ張りだしての大衆集会の成功、東京電力、日本鋼管へ向けての現地デモ、抗議行動。東電川崎火力との数次にわたる長時間の直接交渉（これは安中方式の川崎版）等々、現地での闘いを積極的に組織し、地方自治体に対しては署名運動、対市交渉の展開の下で全国に先がけて、被害者の医療費救済条例を制定させ（そののち、国が特別措置法制定）、これも全国初の被害者の生活補償助成金支給条例を作らせ、72年7月の四日市判決をうけての四日市判決水準並みの過去分保障条例（四日市につづいて2番目）を制定させ、公害防止の面では、東京都の美濃部都政の次に大気汚染物質の総量規制方式を採用した公害防止条例を制定させ、事前予防の点でも、全国初のアセスメント条例を制定させました。

川崎をはじめ全国各地の大気汚染の闘いは、こうした地方での闘い、地方自治体行政の前進をかちとって、それを基礎として「みやこに攻めのぼり」、四日市判決を基礎とする公害健康被害補償法、大気汚染防止法に係る総量規制等の諸規制、さらにはアセスメントの法制化へとつなげてゆきました。

イタイイタイ病の闘い、イタイイタイ病弁護団の教訓。その中心に近藤さんがいたわけで、その教えは、72年設立の公害弁連に集結する全国各地の弁護団に脈々と受け継がれています。

私も2代目事務局長、副幹事長、幹事長、そして今は代表委員をつとめています。現在進行形で近藤さんの教えを乞う間柄でした。

近藤さん、近藤忠孝先生、安らかに眠り下さい。

INDEX

【巻頭言】				
米軍基地に対する公害裁判の役割	弁護士	代表委員 関島 保雄		1
福島地裁いわき支部における 2つの集団訴訟の進展	福島原発被害弁護団（通称「浜通り」弁護団） 幹事長 弁護士	米倉 勉		3
原発事故による自死案件で初の和解 ～集団訴訟での責任追及	「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団 弁護士	中瀬 奈都子		4
九州川内原発訴訟報告	弁護士	森 雅美		5
よみがえれ！有明訴訟報告	よみがえれ！有明訴訟弁護団 弁護士	國嶋 洋伸		7
大阪・泉南アスベスト国賠訴訟 ～8月23日に2陣高裁結審！年内判決、早期全面解決へ	弁護士	伊藤 明子		9
ノーモア・ミナマタ 第2次国賠訴訟はじまる	弁護士	板井 俊介		11
薬害イレッサ訴訟 2004年からの訴訟を終えて	弁護士	阿部 哲二		13
【若手弁護士奮戦記】				
第2次新横田基地騒音公害訴訟弁護団に参加して	新横田基地公害訴訟弁護団 弁護士	東 圭介		14
【近藤忠孝先生を悼む】				
近藤忠孝先生を悼む	元イタイイタイ病弁護団員 弁護士	豊田 誠		15
弔 辞	元イタイイタイ病弁護団員 弁護士	松波 淳一		17
「近藤さん」の思い出	代表委員 弁護士	篠原 義仁		18